

1 経営継続補助金

【令和2年度第2次補正予算額 20,037百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、**感染拡大防止対策**を行いつつ、**販路回復・開拓**や**事業継続・転換**のための**機械・設備の導入**や**人手不足解消の取組**を総合的に支援することによって、**地域を支える農林漁業者の経営の維持**を図ります。

<事業目標>

地域を担う農林漁業者の経営の継続（令和3年度までに利益又は売上が増加する農林漁業者の割合が80%以上）

<事業の内容>

○対象者

農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数は20人以下のもの

○対象となる取組・補助率

(1) 農協、森林組合、漁協等の「経営支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む**経営の維持に向けた取組**を支援。
【補助率 3/4（補助上限額は100万円）】

- ① 国内外の販路の回復・開拓
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ③ 円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「非接触型の生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。

(2) 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策
【補助率 定額（(1)の補助額が上限。ただし50万円まで）】

○留意点

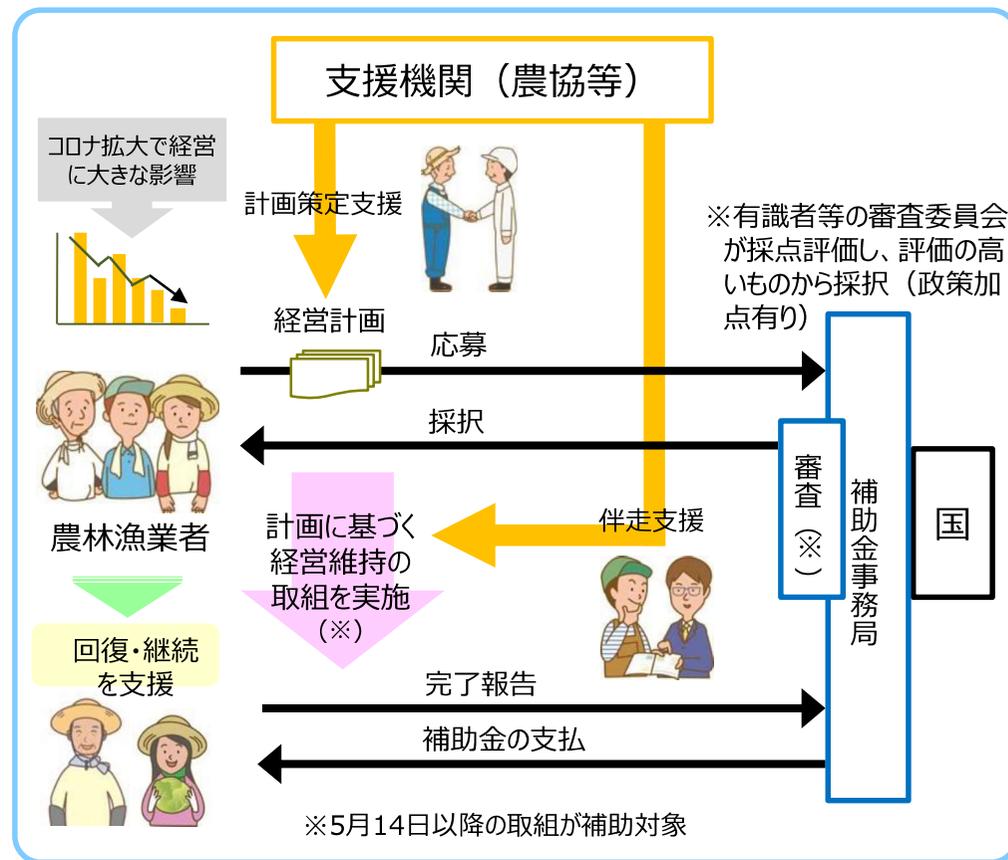
本事業は、**給付金ではありません**。一定の行為に対して補助するものであるため、**自己負担が発生**します。例えば、(1)につき100万円、(2)につき50万円、合わせて**最大150万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約33万円**となります。

(共同申請では、**最大1,500万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約330万円**)

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

【令和2年度ALIC事業 10,804百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、肉用子牛の価格が急落しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援します。

<事業目標>

生産者の意欲を維持し、肉用牛生産基盤の弱体化を防止。

<事業の内容>

- 肉用子牛の品種区分ごとの全国平均価格（月別）が、発動基準（下表）を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（右図）のうち2つ以上を行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付します。

| 品種区分 | 発動基準① (奨励金単価：1万円/頭) | 発動基準② (奨励金単価：3万円/頭) |
|------|------------------------|------------------------|
| 黒毛和種 | 60万円 | 57万円 |
| 交雑種 | 30万円 | 29万円 |
| 乳用種 | 18万円 | 17万円 |

注：発動基準は消費税込価格

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<取組メニュー> 以下の4つのうち2つ以上に取り組む

- 畜舎の環境改善
(防虫・暑熱・寒冷対策等)



- 経営分析
(経営管理研修会への参加等)



- 子牛の疾病防止
(下痢防止剤の投与等)



- 繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善
(ビタミン等飼料添加物の利用等)



肉用子牛生産の継続
生産者の経営改善

【お問い合わせ先】生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

3 新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業

【令和2年度第2次補正予算額 15,818百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、**利子助成金（融資枠2,350億円）**等を交付します。

<事業目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等に対する**資金調達の円滑化**

<事業の内容>

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 1,396百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等の資金繰りに対する日本政策金融公庫等の融資について、**貸付当初5年間実質無利子化**します。

2. 日本公庫資金円滑化貸付事業 11,900百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等に、**実質無担保等による融資**を実施するのに必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。

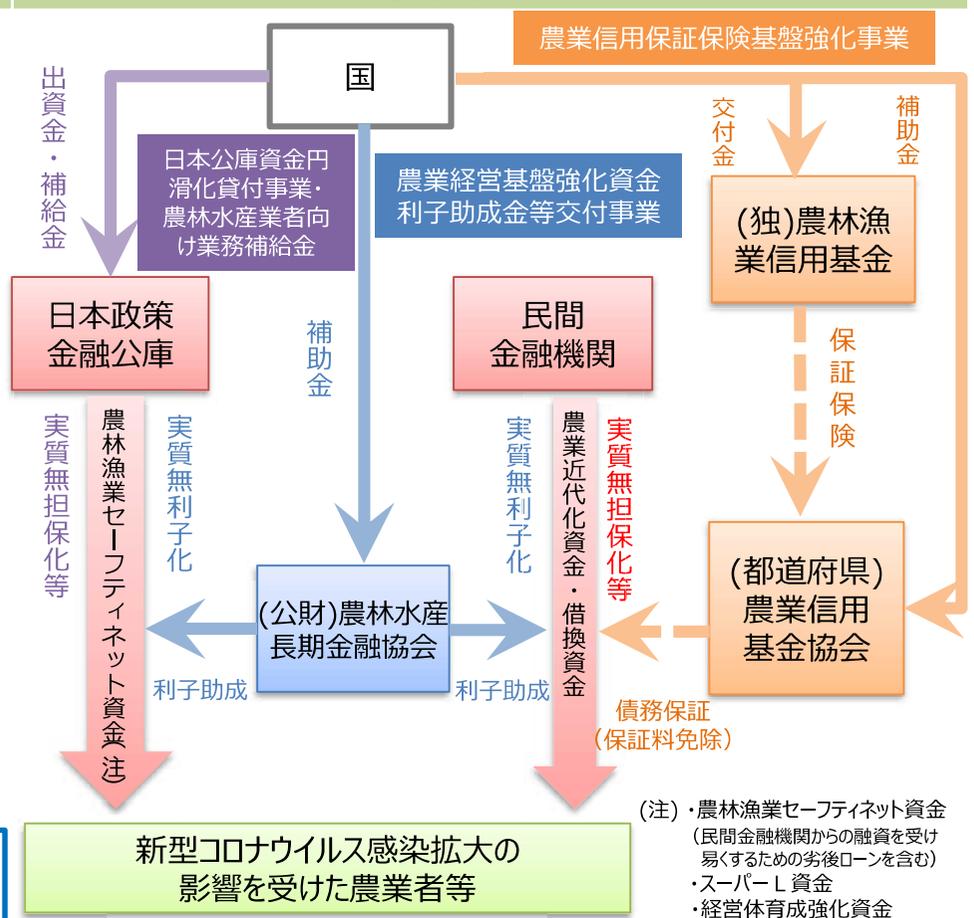
3. 農業信用保証保険基盤強化事業 1,973百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等の資金繰りに必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会による**債務保証の実質無担保等**での引受け及び引受当初5年間の保証料免除を支援します。

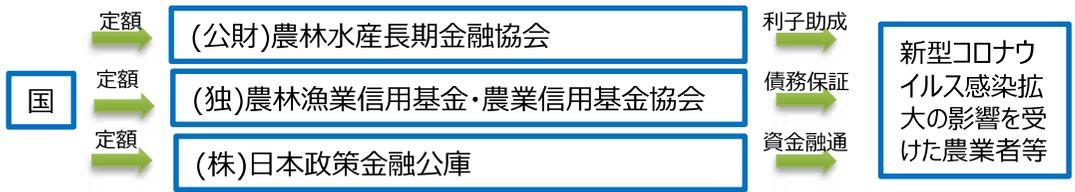
4. 農林水産業者向け業務補給金 550百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資金繰りに支障を受ける農林漁業者等への貸付業務を円滑に実施するために必要な経費を日本政策金融公庫に対し交付します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-3501-3726)

4 林業者の資金繰り対策

【令和2年度第2次補正予算額 746百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大により、林業・木材産業においては、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、国内外での木材需要の減少やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、**事業者の事業継続に影響**が生じています。このため、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者の経営維持・再建を目的とした資金繰りを支援するため、**融資の充実・円滑化**等を図ります。

<事業目標>

経営の維持安定に必要な資金調達の円滑化

<事業の内容>

1. 林業関係資金融資円滑化事業

650百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営の維持安定が困難な林業者が借り入れる（株）日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金について、**実質無担保・無保証人**で借入れができる融資枠を拡充します。

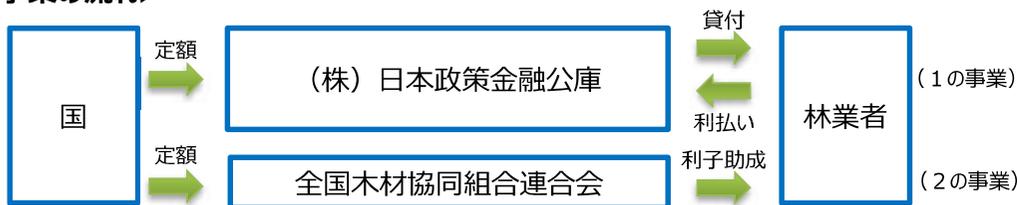
2. 林業施設整備等利子助成事業

96百万円

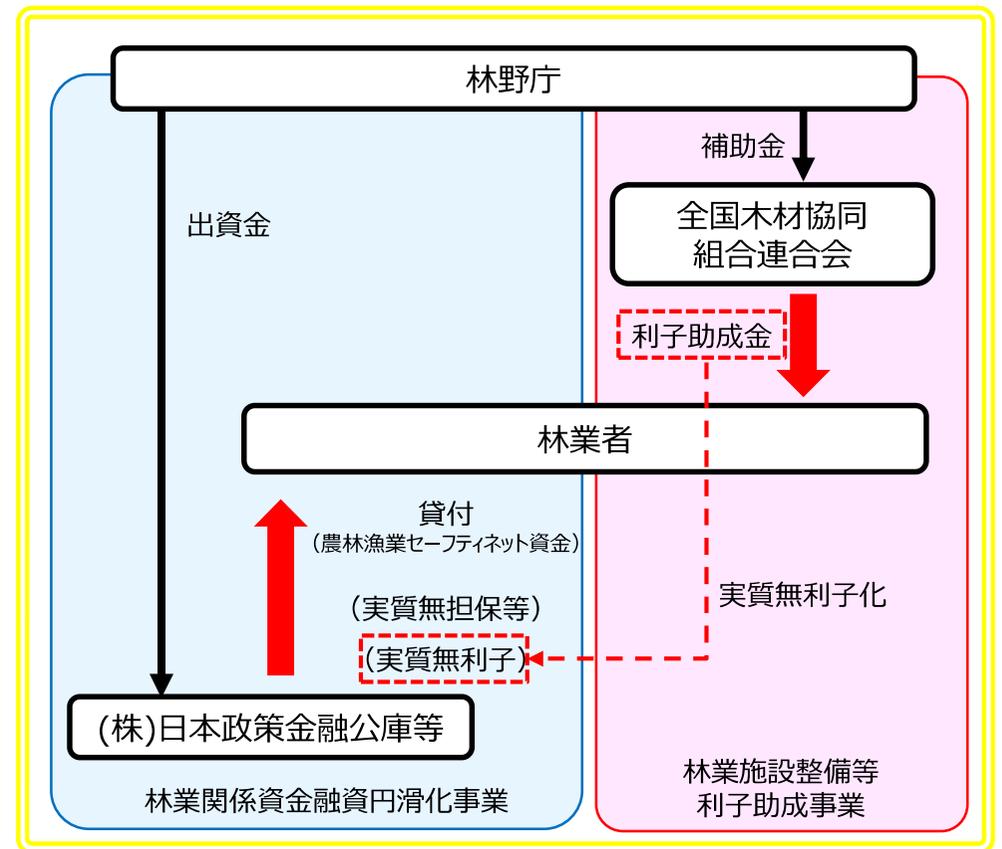
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営の維持安定が困難な林業者が借り入れる（株）日本政策金融公庫等の農林漁業セーフティネット資金について、**最大2%、貸付当初最長10年間の利子を助成**する融資枠を拡充します。

※1, 2の既存の融資枠に140億円を追加

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁企画課 (03-3502-8037)

5 水産金融総合対策事業

【令和2年度第2次補正予算額 12,845百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者に対し、運転資金等の**実質無利子化**、**実質無担保化**及び**保証料助成措置**の金融支援を集中的に実施します。

<事業目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者の漁業経営に必要な運転資金等の円滑な融通

<事業の内容>

1. 漁業経営基盤強化金融支援事業 134百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者が借り入れる運転資金等について貸付当初5年間**実質無利子化**します。

2. 漁業者保証円滑化対策事業 212百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者が借り入れる運転資金等について、漁業信用基金協会による**債務保証の実質無担保等**での引受け及び引受当初5年間の**保証料免除**を支援します。

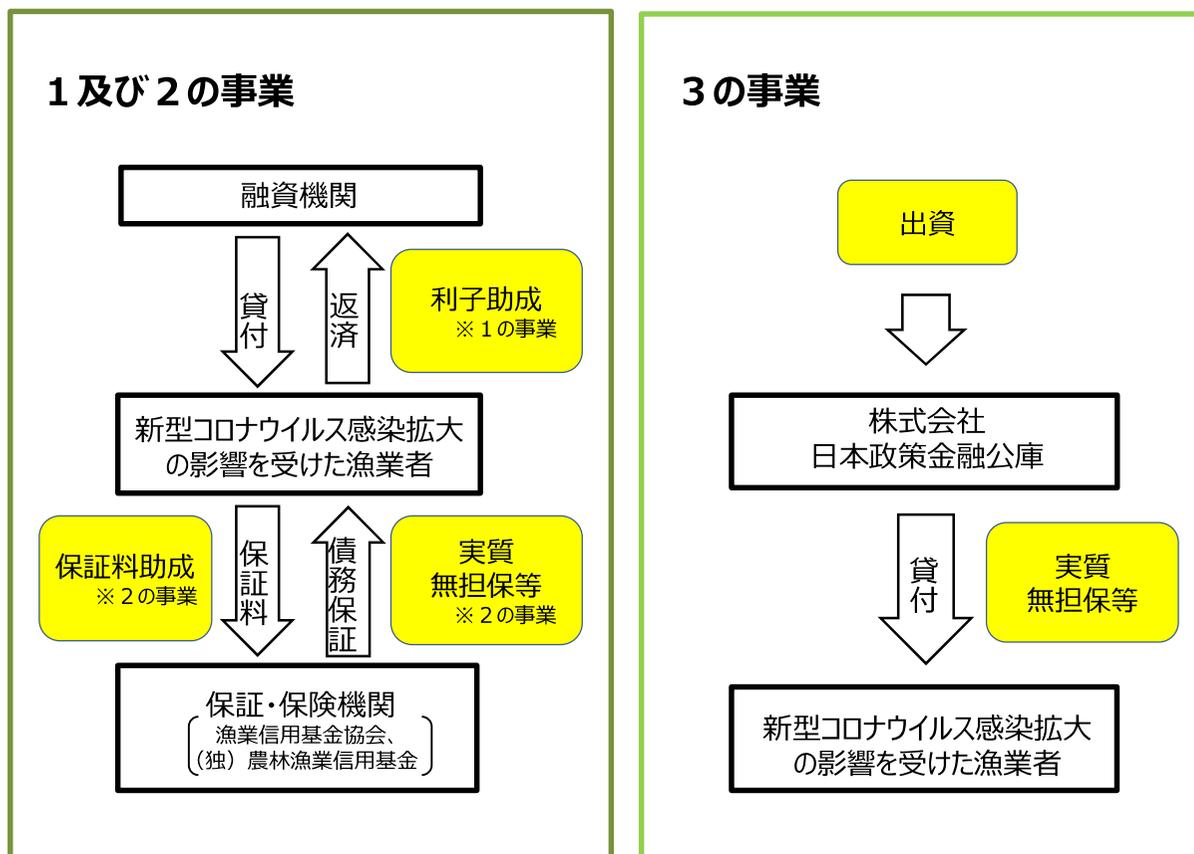
3. 漁業経営改善支援資金融資推進事業 12,500百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者が借り入れる株式会社日本政策金融公庫の**農林漁業セーフティネット資金**について、**出資**することにより**実質無担保等**で借り入れできるよう支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課 (03-3502-8418)

高収益作物次期作支援交付金

【令和2年度補正予算額 24,190百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。また、施設園芸用の単価を新たに設定するとともに、厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加する運用改善を行いました。

<政策目標>

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。
【定額支援：10a当たり5万円】※1

また、高集約型経営である施設園芸については、交付単価を新たに設定します。

施設花き等：10a当たり80万円
施設果樹：10a当たり25万円

- 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。
【定額支援：10a当たり2万円×取組数】※2

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。
【定額支援：1人・1日当たり2,200円】

※1、※2は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品种・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品种導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、まとめて高品質な花き等を出荷



芽かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（野菜等関係）生産局園芸作物課（03-6738-7423）
（花き関係）生産局園芸作物課（03-6738-6162）
（茶関係）生産局地域対策官（03-6744-2117）

輸出原木保管等緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 991百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大により、中国等への輸出用原木の滞留、資材難による住宅建築の遅れ、さらに経済活動全体の停滞などの影響から、国内外での木材需要の減少やこれに伴う製材・合板工場の減産、入荷制限等といった事態が起こっており、事業者の事業継続に影響が生じています。このため、滞留している原木の保管費用等を支援します。

<政策目標>

毀損した商流の維持・拡大

<事業の内容>

○ 輸出原木保管等緊急支援事業

輸出や国内工場へ出荷ができず、一時保管場所に滞留している原木の保管費用や、一時的な保管場所を利用するための運搬経費、借地料、長期保管が必要となったために発生する防腐処理費用等の掛かり増し費用を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

【令和元年度予備費 298百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等により発生する未利用食品の有効活用を図るため、フードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費、再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援します。

<事業の内容>

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額
(常温：7,000円/トン以内、冷凍・冷蔵：8,400円/トン以内)
- ・小口配送便等により行うもの：定額
(常温：70円/キログラム以内、冷凍・冷蔵：130円/トン以内)

フードバンクの受入能力向上に必要な経費(右図②)

- ・一時保管用倉庫、運搬用車両等の賃借料：定額

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

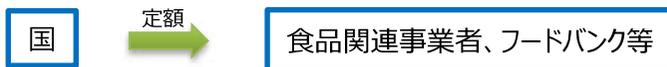
輸配送費(右図③)：定額(7,000円/トン以内)

再生利用に係る処理費(右図④)：定額(32円/キログラム以内)

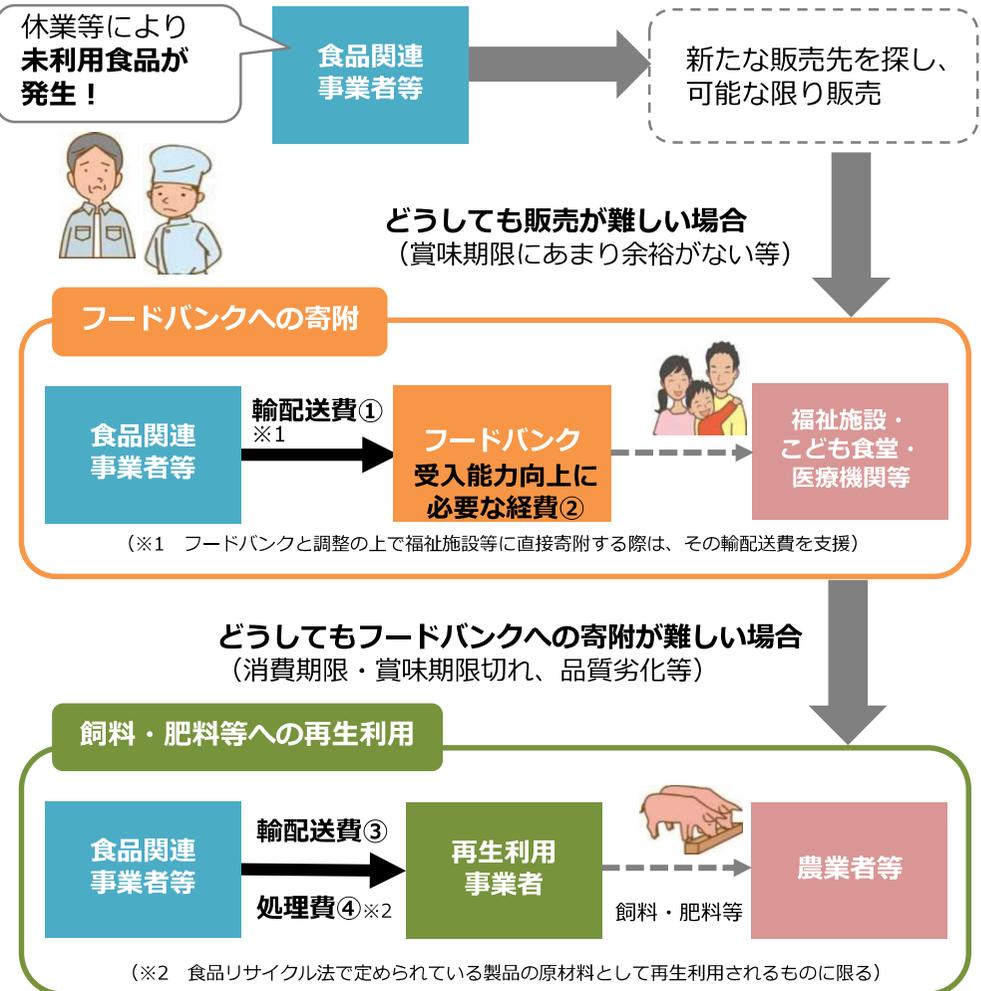
《両対策の主な要件》

- ・学校給食で活用予定であった食品又はこれに類する食品（仕向け先を特定して生産・製造・販売・活用されるもの）であること
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず未利用となったものであること
- ・令和2年4月1日～12月31日の取組であること

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

水産業労働力確保緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 280百万円】

<対策のポイント>

漁業・水産加工業が盛んな地域において、**新型コロナウイルス感染拡大の影響**により、技能実習生等が入国できない状況の中、**人手不足を解消し事業の継続**を図ります。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による漁業・水産加工業における人手不足の解消

<事業の内容>

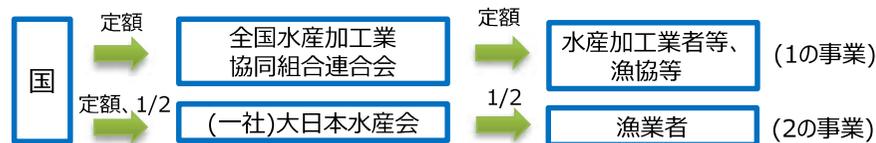
1. 人材確保支援

地域の作業経験者や他産業の人材等を、人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が雇用する場合、掛かり増し賃金、保険料、宿泊費を支援します。

2. 遠洋漁業の船員対策事業

遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に、現在雇用している外国人船員の継続雇用等に要する掛かり増し経費について業界団体を通じて支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域の作業経験者等



・地域の作業経験者等

雇用

人手不足の経営体



✓漁業者
✓水産加工業者

掛かり増し労賃、
保険料、宿泊費

人手不足解消

遠洋漁業において現在雇用されている外国人船員



・遠洋漁業における既存の外国人船員

雇用継続

人手不足の経営体



✓遠洋漁業者

掛かり増し経費

【お問い合わせ先】 水産庁企画課 (03-6744-2340)、加工流通課 (03-6744-2349)、国際課 (03-6744-2364)